広報きたうら

第90号
発行所 北浦村役場
北浦村大字山田
発行人
北浦村長 高柳庄次郎
さんゆう社印刷所

議会レポート

職員の給与改定など決定

第一回臨時会

第一回臨時村議会は二月十四日開かれ、職員の給与改定とこれに伴う補正予算など、九つの議案が原案どうり可決されました。

議案第一号 北浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

⊙国家公務員の給与について昨年八月人事院勧告が行なわれ、これに基づいてすでに平均六・四パーセントの引き上げが行なわれました。本村でも、これにならって、引き上げをしようというもので、原案どうり可決されました。

議案第二号 北浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

⊙一般職の給与引き上げにならって、特別職についても改定されました。

議案第三号 北浦村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

⊙議会議員の期末手当を、隣接町村なみに引き上げようというもので、原案どうり可決されました。

議案第四号 教育長の給与勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

⊙一般職の給与改定にならって、教育長の給与も引き上げられました。

議案第五号 昭和四十年度北浦村一般会計補正予算について

⊙これらの給与改定による費用がおもなもので、総額百八十七万三千円が、地方交付税を財源として追加されました。これで一般会計予算総額は一億五千八十二万七千円となりました。

議案第六号 昭和四十年度北浦村特別会計補正予算について

⊙国民健康保険特別会計についても、給与改定を行ない、四十六万四千円が追加議決され、予算総額は四千六百八十八万六千円となりました。

議案第七号 普通財産処分について

⊙これは、長野江にある村有林七町七畝二八歩（実測）を県林業試験場採穂園敷地として売り渡してほしいと、県開発公社からの強い要望があり村としても将来の農林業振興のため売り渡そうとするもので、全員異議なく可決されました。

議案第八号 北浦村固定資産評価審査委員について

⊙北浦村固定資産評価審査委員会の委員成田乾隆氏（北高岡）が二月二十五日で任期満了となるので、新たに選任しようとするものですが、同氏の再任が承認されました。

議案第九号 小川町外六ケ町村伝染病隔離病舎組合規約の改正に関する関係地方公共団体の協議について

⊙組合の組織、事務の充実をはかるため、規約の一部改正をし、全規約の明確化を図ることについての議会の同意を得るもので、異議なく承認されました。

村の数字

32,003俵

（年産米の政府売り渡し数量

水稲 28,620俵

陸稲 3,383俵

今月の納税

国民年金保険料
第4期分
公民館出張徴収
3月30日
（1日限りですのでご注意ください）

（建設中の北中プール）

北浦中にプールができます

〝中学生の体位向上に〟と村では、五三九万五千円の予算で北浦中水泳プールの建設を進めています。

すでに、深井戸が完成したほか、水そう（25㍍×15㍍）観覧席などの工事も鹿行建設の請負で三月二十日までに完成する予定です。

さらに、来年度は、管理室更衣室、シャワー室、便所などの附属建物がつくられ、ますます設備が充実されて行きます。

国家百年の計

―地籍調査のねらい―

昭和四十年から始めた地籍調査は四月から第二年目にはいり、いよいよ一筆測量を実施することになりました。

そこで、この事業の目的を十分理解され、進んで協力を願うために「地籍調査のねらい」を明らかにいたします。

一言にして言えば「土地の国勢調査」と言えます。この事業のために制定した法律の目的第一条に「国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため国土の実態を科学的かつ総合的に調査する」とあります。

狭い国土を十分に利用し国民の生活を高めるために、いろいろの開発事業を進める必要があります。また、大切な土地を保護しなければなりません。

そのためには、一筆ごとの地籍を明確にすることになります。

その方法はすぐれた科学的技術をもって、全国を統一した総合的な調査でなければなりません。第二次世界大戦の終結で日本は北海道、本州、四国、九州と周辺の島々のみとなり、三六八、〇〇〇平方キロという狭い国土になってしまいました。その反面には人口の増加が激しく、昭和四十五年には、一億を突破するといわれ、日本経済の安定は至難な問題となっております。限られた国土の最大活用、合理的利用こそ今日の緊急課題といえましょう。

国土開発の諸事業は長い年月と国民の多大な負担とにより遂行されて来ましたが、急速に変転を続ける社会状勢のなかに、国民生活安定と福祉社会への道は遠いような感じがいたします。ここに百年の計による根本方策が必要なのです。

最も根底とするものは、ただ一つの資源である国土の開発と利用でしょう。現状は低開発地域工業化、新産業都市建設、農業基盤整備事業を始め、いろいろの事業が進められていますが、総合性、統一性を欠き有効利用の効果が少ないようです。しかも狭い国土にはなお未開発、未利用低生産性の後進地域が多く放置されています。もちろんこれらの地域は今後次第に開発され、生活、産業、文化の向上が考えられるでしょうが、その施策は一朝にしては成らず幾多の困難を覚悟しなければなりません。またばく大な経費も必要でしょう。

ここにおいて最も経済的な合理的な効果のある、しかも百年の大計の基礎確立を図るためには、国土の実態を科学的に統一調査しはあくすることが先決です。このことは繁栄をほこる欧州各国の例を見ても明らかでしょう。

国土の実態はあくということは容易な仕事ではありませんが今日ほど必要とされるときはないでしょう。このような考えから昭和三十七年に「国土調査促進特別措置法」がつくられ、三十八年度を第一年とする十ケ年計画が進められ、本事業の目的達成が図られたことは近代経済基盤確立の第一歩を踏みだしたものといえましょう。

〝のばそう子供会〟

指導者研修会開く

北浦村子供会後援会連絡協議会（会長塙信氏）主催、要小学校管内子供会後援会連協後援による指導者研修会は地元の絶大なる協力のもとに一月三十日要小学校で村内子供会関係者百二十数名参加して盛大に実施されました。

講師として麻生地方教育事務所津島先生麻生地方福祉事務所より西山先生、内田先生がそれぞれ指導に当たった。当日の研究協議題は「体験発表に対する質疑」子供会後援会の運営に対する諸問題について」その他でこの一日の熱心な研修は北浦村子供会の今後の発展のため大きな成果が期待されています。

また絹の時代が

増反者に補助や融資

絹は繊維の女王としてますます需要が伸びています。最近の新聞誌上の生糸相場をみてもよくわかります。

特に開放経済下にあって、穀類、酪農製品、豚肉、鶏卵落花生などと比較して、繭糸価格安定法により生産したものは必ず適正価格で売ることができるという完全な流通機構が確立されていますので、最も安全で有利な畑作物でしょう。

昔の養蚕は手間がかかり、作柄も不安定でしたが、最近は手間もはぶける技術が導入され、桑作り、蚕飼い、上ぞくなどは飛躍的に進歩し、品種改良や、稚蚕共同飼育によって全く安定しています。したがって一〇アール当たり十万円ということは少しもめずらしいことではなくなりました。

新たに養蚕を始める人のためには三〇㌔（三反歩）以上植える場合これに見合う養蚕ができるよう約十万円相当の現物を融資する道が開かれています。

また、増反する場合には前年同様、十㌔当たり千円～二千円の補助金の制度があるなど、ことしは桑を植える絶好のチャンスと思われます。

周囲の農業情勢をみると、〝今さら蚕なんぞ…〟とたかをくくっていられない大変な時代がすぐ近くまで来ています。堅実な農業経営のためにもう一度養蚕を見直してはいかがでしょう

なお、補助、融資などについてくわしくは、蚕業指導所におたずねください。

掲示板

農集電話の加入申込み 農集電話の加入申し込みはお早く。北浦局では早期架設の運動を進めるため、三月三十一日で申し込みを締め切ります。

◈ ◈ ◈

補充選挙人名簿登録申請 新たに成人したかた、他町村から転入したかたは、補充選挙人名簿の登録申請をお忘れなく。

手続きは、役場総務課内選挙管理委員会事務局へ。

◈ ◈ ◈

転入届は忘れずに 三月四月は進学、就職シーズン。住所を変えるかたが多くなります。しかし〝からだ〟だけの移動では、なんの権利も得られず、何かと不便ですから、転出する場合は転出地の役場、区役所などから転出証明をもらい、十四日以内に転入地の役場（役所）に住民登録をしてください。

転入、転出の手続きの際は健康保険証、国民年金に加入している場合は、これも忘れずに持参し、手続きをとりましょう。

◈ ◈ ◈

私製ハガキの色 昨年十一月一日から郵便規則の一部が改正されました。私製ハガキの表面の色は、いままで白色か淡色ときまっていましたが官製ハガキの色よりうすい色のものでなければならなくなりました。

日曜当直医

月	日	医
三月	6日	久米 電七二
	13日	石橋 電二二
	20日	横瀬 電四
	27日	持剣 電一七二
四月	3日	石橋
	10日	横瀬
	17日	剣持
	24日	久米

花を育てて清潔な暮らし

―花とほうきの運動―

県ではことしから、花とほうきの県民運動を進めることになりました。

すでに、各地、各駐場、各学校などでは、〃花いっぱい運動〃〃清掃奉仕活動〃などといろいろな形で、美しい村づくり、学校づくり、駐場づくりがすすめられていることはご承知のことと思います。

一昨年は〃オリンピック東京大会〃が開かれ、花で美しい競技場を、きれいな日本を、と、国をあげて郷土美化運動を力強く推進しましたので、世界各国の人々から、日本の美しさを大きくほめられたことは、まだ記憶に新しいことです。

しかし、オリンピックが終つた今、また道路の花壇はきたなくなり、公園の紙くずもだいぶ多くなりました。列車の中もずいぶんよごれ、バスの停留所付近にはたばこの吸いがらも散らかって、見苦しくなっています。

もともと日本人は、きれいずきな、清潔な国民です。どんな家庭でも、毎日家の中は清潔にされ、庭は木や花で美しくいろどられ、部屋には花がいけられ、絵が飾られ、折りめ正しい礼儀作法も、家庭できびしくしつけられてきました。

それがひとたび戸外に出、公衆の場に入ると、人を押しのけてバスや列車に乗り、どみくずはあたりかまわず散らし、公園の木や花を手おり、さらにくずかごやベンチをこわしたりする人も少なくないのです。こんなことでは、いつまでたってもよい社会、住みよい国になるはずがありません。

家庭の話し合いから

そこで、ことしから、県民のひとりひとりが家庭での話し合いの中から、花を育て、花を愛し、きれいな心、清潔な暮しを芽ばえさせていく運動を起こすことにしました。

そして、みんなの住む地域や駐場の美化に努め公園や広場列車、バスの中、さらに観光地、海浜、山川にいたるまでみんなできれいにするための自主的、積極的な県民運動に盛り上げていこうとしているわけです。

みんなが気を揃え

このような運動は、どんな人でも反対する人はありませんし、また、むずかしいことと思う人もないでしょう。しかし、実際にやってみると、割合思うようにはすすまないものです。まず何よりも、家の中であったら、家族全員が気を揃えて実行しなければ成功しません。草花の苗づくりはおとうさんが先生となり、清掃はおかあさんが先生で、花に水をやったり草取りをするのはにいさん、ふき掃除はおねえさん、芝草刈りは僕というように、それぞれの能力に合った仕事を分担して進めることが必要です。ですから村を美しくするという場合も村のたくさんの人の協力と、積極的な実践活動がたいせつです。

組織づくりと育苗

昭和四十年度の目標としては、ことしの三月末ごろまでに

(1) 市町村役場の中で、この運動の〃世話〃をする部や課と、係の駐員をはっきりきめてもらいます。

(2) 次に、市町村の新生活運動協議会―つまり、このような運動の推進組織―を作って、青年会、婦人会、町内会学校、工場や会社、それに花の苗を作ってくれる業者まで入った組織を作り、みんなが家庭で実行する場合と同じように、それぞれの能力に従って、自分たちのまわりをきれいにするよう申し合わせ、実践できるようにしたいものです。

(3) そして、春になつて、花の苗を植えたり、芝を張ったり、木を植えたりできるように、苗を育て（育苗）始めていなければなりません。

この運動は、昭和四十五年度までを〃第一次計画〃としていますが、この頃には、私達の周囲は美しい花で満たされ、緑清らかな、清潔な村となり、親切な、礼儀正しい人でいっぱいになり、ほんとうに気持よい、住みよい茨城県住みよい北浦村となるよう、みんなで努力しようではありませんか。

そして、昭和四十六年からは〃第二次計画〃に入り、こんどはりっぱな日本人として成長するよう、この運動をみんなの力で盛り上げて行こうではありませんか。

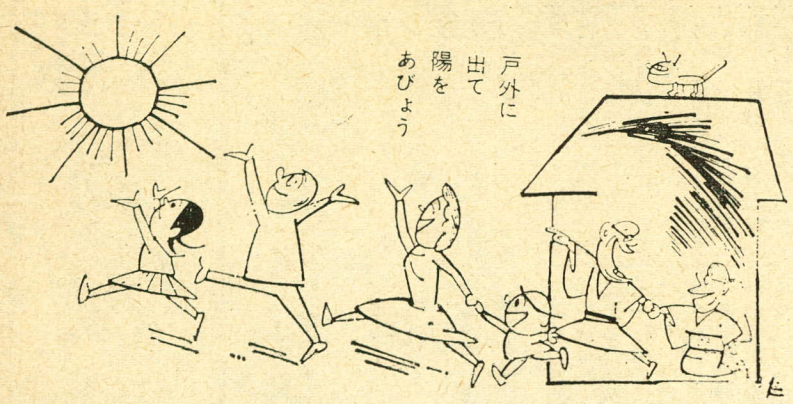

国保だより

国保と交通事故

一、交通事故が起きたら

1 けがをその場だけの判断で軽くかたづけないこと。

「このくらいのことは大したことではあるまい」と事故を軽く見る傾向は加害者側にも、被害者側にも大なり小なりあるようです。

「おけがはありませんか。だいじょうぶですか」などと運転者から親切に言われたりすると、つい「いや何ともありません」とそのままなんでもなくすませがちですが決して聴したりせず落ちついて善後の処置をとりましょう。

2、相手の住所氏名を確認し、目撃者がいたら証言を依頼し、警察に届け出ること。

二、示談は慎重に

1、まず必要なものは、警察の事故証明、医師の診断書

2、先方をよく見きわめて交渉相手を選ぶこと。

3、うかつに一切の書類にハンを押さないこと。

いったい、示談とはどんなことでしょう。もともと正式の法律用語ではありません。

一般的にいって、両者の話し合いで訴訟や争いをおだやかに解決することですが、裁判で使われる「和解」がそれにあたります。示談を急ぐことはありませんが、その時は三通つくり、各自が一通すつと、警察官に一通渡しておくこと、

三、保険金は…

1、自動車損害賠償保険金は示談が成立しなくてももらえる。

2、加害者が不明でも請求できる。

3、一部仮渡し金制度の利用を

四、賠償金は…

1、合理的に算定し、納得のいく額をはっきりと主張する。

2、支払いを、実にするため連帯保証人を立てさせる。

賠償金の算定は、ホフマン方式（次式）による

年間給与額×係数（0.05）

1十分の年数

3、賠償請求は二年以内に

交通事故による傷病でも、健康保険の給付が受けられます。右の手続きを誤ると自賠法の保険金や健康保険の給付等に支障があります。交通事故についての手続きについては国保係に相談してください。

◈　◈　◈

◈　◈　◈

◈　◈　◈

働きながら学ぶ道

NHK学園高校

今春、中学校を卒業する人たちの中には、進学をあきらめなければならないものも多いと思われます。しかし駐場や家庭で働きながら学ぶことのできる道がいろいろ開かれています。

学校教育関係では、定時制高校、高等学校通信教育、大学入資検定制度などがあり、社会教育関係では、社会通信教育、青年学級、勤労青年学校などがあります。ただこれらの制度も、地域により、また仕事の関係でだれでも受けられるとは限りません。最も一般的で、だれでも入学できると思われるのは、日本放送協会学園高等学校（NHK学園高校）です。つぎにその内容を紹介してみましょう。

NHK学園高校は、全国を一学区とする、わが国唯一の広域通信制高校で、ラジオ、テレビの通信教育番組を大幅に取り入れた学習を大きな特徴とし、昭和三十八年に開かれました。現在、全国で一万二千六百名の生徒がいます。

募集人員は七千名で、入学資格は中学卒業またはこの三月卒業見込みの方、およびこれと同等以上の学力のある男女で、年令は問いません。

入学案内、および願書は、本校（東京都北多摩郡国立町富士見台二丁目）の事務局へ。願書締切りは四月十日までです。

学費は、入学金、授業料その他を含めて年額五千三百円程度です。

修学年限は四年で、課程は正規の高等学校卒業資格をとる普通課と、ほかに希望する科目だけを選んで学習することのできる特科生の制度もあります。

学習方法は、教科書（全日制と同じ）と通信教育用の学習書を用いラジオ、テレビの通信教育番組を大幅に取り入れ、面接授業の一部として認められます。

面接授業は、本校のほか各県にある協力校で、毎月一回ないし二回おこない、日ごろの学習成果はリポートとして東京の本社に送り、各教科の先生の添削指導を受けます。

農家の相談相手に

農家労働力対策事業を実施

農業委員会では、昭和三十五年から、農業労働力調整協議会という機関を設け、農家労働力の諸問題について検討してきましたが、昨年この検討機関を廃止し、これに代って、新たに農家労働力対策事業を実施することになりました。これは、最近深刻化している農家労働力の問題を大きな立場から、総合的に改善しようとするものです。

ここ数年の日本経済の発展に伴って、農家の労働力がどっと他産業へ流れて行き、一ぺんに多くの労働力を失った農村では、農繁期労力の調整難、あとより、ひいては生活等の諸問題をかかえているのが現状です。そこで農業構造改善の一つとして、農家の主たる働き手を確保しながら世帯員の転転、出稼ぎについての相談、農業後継者の問題、農繁期労力の調整、海外へ移住したい者への相談相手を引き受けようというものです。

この仕事に当たる方は農業委員会長が三百戸に一名の割合で委嘱したつぎの連絡員であります。

お気づき点は、ご遠慮なく相談してください。

受持区

繁昌　吉川　横田　松夫
中根　山田　溝口　正衛
行戸　小幡　椎名　重
南高岡　北高岡　小沢政次
内宿　三和
成田　長野江　出久根　静
両宿　次木　小貫
原田　長作

畜産問答

回答・麻生地区農改普及所

（問）和牛の肥育をしたいのですが、どんな方法がよいでしょうか。

（答）和牛の肥育には、いろいろなかたちがあり、どれがよいかは一概に言えません。まず、そのかたちと特徴をあげてみましょう。

1 幼令肥育（去勢）
肥育開始　離乳後
肥育期間　五～六ケ月
仕上げの体重　二六〇～二七〇㌔

2 若令肥育（去勢）
肥育開始　離乳後
肥育期間　二～三ケ月
仕上げの体重　四五〇～四七〇㌔

3 壮令肥育（去勢）
肥育開始　三～四才
肥育期間　一〇〇～一五〇日
仕上げの体重　五〇〇～六〇〇㌔

4 老廃牛肥育（メス）
肥育開始　八～二才
肥育期間　一〇〇日
仕上げの体重　四五〇～五〇〇㌔

5 メス普通肥育
肥育開始　五～八才
肥育期間　一〇〇～一五〇日
仕上げの体重　五三〇㌔前後

6 理想肥育（メス）
肥育開始　三～五才
肥育期間　六～一二ケ月
仕上げの体重　五三五～六三五㌔

以上六つの肥育のかたちのうちで、今後いちばん中心になるのは去勢牛の若令肥育でしょう。事実、最近はそのような傾向になりつつあります。さらに肥育期間の長短によって短期、中期、長期肥育の三つがあります

短期肥育は一〇〇日前後
中期肥育は一五〇日前後
長期肥育は六～一二ケ月位です

くらしの窓

◈はえ駆除の適期

三月にはいるとそろそろハエが目につき出します。天井や火の気のある暖いところにひそんでいたのが、天候が暖になるにつれて活動しはじめるのです。

ハエのさなぎは、便所の近くやごみためなどの土の深さ十センチから二〇センチぐらいのところで越冬しますから土を堀り起こして殺虫剤を十分まいておきましょう。

穴を堀ってゴミを捨てっぱなしにしてあるのをよく見かけますがこれはハエの巣を作ってやっているようなものです。

◈三月の強風対策

三月は季節風の吹き荒れる月です。強風対策の二、三をあげてみましょう。

①砂ぼこりが目にはいりやすい。外出から帰ったら必ず清水に顔を入れて二、三回目をパチパチさせると、ほこりがとれます。それでもゴロゴロするようだったら、ほおっておかないでお医者さんへ。しろうと治療は、目を痛めるばかりです。

②洗たく物は風のない日をえらぶこと。朝静かでも、いつおそうかもしれないのが春の砂あらしです。外出の時は室の中へ片づけて出かけましょう。

③口ビルが荒れやすいのもこの風が原因。夜休む前に必ずコールドクリームかハチミツをぬっておくこと。とくにご婦人は…。あれたといって口ビルをなめると、かえって乾燥させます。

◈学用品の準備

新入学児童の学用品の準備もそろそろです。学用品は消耗品ですから初めからあまり高価なものは買わないことです。

鉛筆はHBよりもむしろBか二Bのやわらかいものをえらびましょう。ノートもはじめからます目のあるものより無地のもので、なんでもかけるものがよいようです。

おことわり

「村に生きる」都合により休みました。